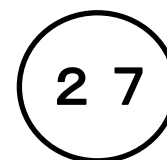


## 平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立折尾高等学校
課程又は 教育部門	全日制



福岡県いじめ防止基本方針に基づき、福岡県立折尾高等学校（以下「本校」）の実情に合わせ、本校のいじめ防止等の対策における基本方針を定める。

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身への健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって保護者及び関係機関や地域と連携・協力し組織的に対応することが必要である。

教職員はじめ生徒を取り巻く周囲の大人たちが、「いじめは、どの子供にも、学校でも起こりうる」との共通認識の上に立って、「いじめを絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く」という姿勢を貫き、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。

本校における教育活動において、生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員による「居場所づくり」と、生徒同士が紡ぐ「絆づくり」を奨励することで、生徒一人一人をかけがえのない存在として尊重し、それぞれの個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるといふ生徒観・指導観に立った指導の実践を行う。

ここに、いじめ防止に向け、本校における指導体制の整備・充実を図り、いじめを生まない教育活動を推進し、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### （いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアン

ケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

## 2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を推進していくことが重要である。

具体的には、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する事等のいじめの防止に資する活動に取り組み、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うこととする。生徒が抱えている学業に対する不安やストレスを軽減させるために、AL型授業の導入を含め、分かる授業づくりや全生徒が生き生きと参加・活躍できる授業を工夫する必要がある。そのために、授業を行う全て教職員が公開授業を行い、互いに参観し合いながら授業改善を図ることとする。

本校は、専門高校として、学科の特徴を活かしながら、様々な特色ある教育活動を実践している。

- (1) 人間関係・集団づくりの推進
- (2) 命の教育の推進
- (3) 体験活動の推進
- (4) 基本的生活習慣の定着、規範意識の育成

また、いじめの問題に関する職員研修は、教職員の指導力向上や教育的力量を高めることを目的とし、生徒一人一人を理解するための職員研修・職員会議や、教職員自身の感受性や共感性を高めるため、年に複数回、いじめの問題をはじめとした生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を実施する。

未然防止の取組が着実に成果をあげているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査等で検証したりして、改善点の把握や新たな取組をどのように行うかを定期的に検討していく。さらに、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について理解を深め、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラーなどの専門家を講師とした研修も適宜実施する。

## 3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

### (1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装っ



体育大会風景



いじめ防止観劇

て行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

## (2) いじめの早期発見のための措置

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

ア アンケート調査の実施

(ア) 生徒への「学校生活アンケート」の実施(毎月)

いじめに関する項目を必ず入れ、無記名アンケート(年3回)も実施している。

(イ) 保護者への「いじめの早期発見のための家庭用チェックリスト」の実施(年3回)

イ 気になる生徒に関する「生徒情報交換会」(年2回)、「人権教育推進委員会」(月2回)の実施

ウ 教育相談の実施

スクールカウンセラーによる心の健康相談

エ 相談ポストの効果的活用

オ 地域及び家庭との連携

(ア) 学校評議員会の開催

(イ) 家庭訪問の実施

## 4 いじめに対する措置

(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

### (1) 基本的考え方

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することであると全職員で認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを全ての教職員で自覚し、対応する。特にいじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非がないという認識に立ち、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応によって問題の解決を図る。またいじめの認知は、「いじめ防止対策委員会」にて行う。けんかやふざけ合いであっても、インターネットや携帯電話等を利用して、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校

における「いじめ防止対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校として組織的に対応する。

疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ速やかに第一報を電話で報告する。

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒育成部等へ報告し、「いじめ防止対策委員会」と直ちに情報を共有する。

ウ 「当該組織」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告する。

エ 被害・加害生徒の保護者に対しては、家庭訪問を行い状況について報告する。その際、事実関係を丁寧に説明し、解決のために保護者と連携していく姿勢で取り組む。

オ いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（折尾警察署）に通報し、適切に援助を求め、連携して速やかに対応する。

### **(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援**

ア いじめの事実を正確に把握する

聴き取りに際しては、生徒本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築く。

イ 安全確保と心のケア

「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝え、自分のことを守ってくれる人がいるという安心感をもたせ、心のケアを図る。

ウ 保護者への連絡・報告・相談

保護者に対しては、その日の内に複数の教職員で家庭訪問を行い、事実関係と今後の学校の対応を伝え、保護者に不安感や不信感を抱かせることのないように配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。

エ 支援体制の確立

家庭（保護者）との緊密な連携の下、「いじめ防止対策委員会」をはじめ、スクールカウンセラー及び関係者との連携協力による支援体制を確立する。

### **(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言**

ア いじめの事実を正確に把握する

冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。いじめた生徒が語った心情については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。事実確認と指導は明確に区別する。

イ 保護者への報告と確認

保護者に対しては迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と学校とが連携して対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護

者に対して継続的な助言・支援を行う。

ウ いじめの態様に応じた適切な指導

「いじめは人間として絶対に許されない」という姿勢で指導にあたり、懲戒指導も含め毅然とした対応をする。ただし、懲戒を行う際には、いじめには様々な要因があることに目を向け、教育的配慮の下いじめた生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 全員が当事者であることを理解させ、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しなければならないという態度を育成する。

イ 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、互いに尊重し、認め合える人間関係や信頼関係を構築することのできる集団づくりをめざす。

加えて、ホームルームや部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、必要に応じて法務局や警察署に協力を求める。

イ 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒及び保護者の心のケアに努める。

ウ 情報モラル教育の充実を図る。また、生徒だけでなく保護者に対しても、積極的に早期発見の観点からネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組等情報を発信する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校における「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

ウ いじめの解消については、「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長が判断するものとする。

## 5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

### (1) 重大事態の発生と調査

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じ福岡県知事へ事態発生について報告する。

イ 調査

(ア) 学校は、教育委員会からの指導や人的措置等の適切な支援の下、調査を行う組織を設置する。その際、精神科医や心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体等からの推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(イ) いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- (ウ) 可能な限りいじめられた生徒から十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。また、いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- (エ) 調査を進めるにあたり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、余談のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ア 調査により明らかになった事実関係等（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、またその他必要な情報について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- イ 学校は、調査結果については県教育委員会を通じ福岡県知事に報告する。また調査結果には、今後の同種の事態防止策や、生徒及び保護者が希望する場合は調査結果に対する保護者の所見を含める。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、医師等の外部専門家、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を構成する。

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校は重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかにその調査機関として「いじめ防止対策委員会」を母体として、教育委員会からの指導や人的措置等適切な支援の下、事態の性質に応じて、適切な外部専門家等を加えた組織を設置する。

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

## 7 学校評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとする。

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- (2) 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に作成され機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、外部専門家から学校が行う取組に対して意見を求め、取組の見直しの参考とする。PDCAサイクルを導入し、活用する。
- (4) 年2回（10月・3月）全職員を対象に、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたかを検証し、必要に応じて取組内容や取組方法の見直し等を行う。
- (5) 「学校いじめ防止基本方針に基づく取組評価アンケート」を受けての検証・見直しの結果は、校内研修会・職員会議等で全職員に伝えることにより情報の共有化を図り、今後の取組に活かす。